

平成27年度から 65歳以上の方(第1号被保険者)の 介護保険料が 変わります

[変更点]

●平成27年度からの第6期保険料は、介護サービス利用者の増加や第1号被保険者の介護給付費負担割合の増(21%→22%)などの影響により、第5期と比べて16.9%増となっています。

第5期基準額(平成24~26年度) 5,490円(月額) → 第6期基準額(平成27年度~) 6,417円(月額)

介護保険事業の円滑な運営を図るため、3年ごとに介護サービス利用者数、費用の見込み量等に基づき、介護保険料を算定しています。

65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料は、本人及び世帯の町民税課税状況や合計所得金額等により所得に応じた保険料の設定をしています。

平成24年~26年度の第5期保険料額からの変更点は、次の3点です。

●平成27・28年度は、第1段階の方へ新たに公費による保険料軽減強化を行います(負担割合0.5→0.45)。平成29年度からは、さらに拡大し第1段階から第3段階の方の保険料軽減強化を行う予定です(第1段階0.5→0.3、第2段階0.75→0.5、第3段階0.75→0.7)。

●費用負担の公平化と低所得者の負担軽減を図るため、所得段階の細分化(7→9段階)を行いました。

平成27年度~29年度の介護保険料(65歳以上の方)

所得段階	対象となる方		平成27・28年度		平成29年度(予定)	
			割合	年額保険料	割合	年額保険料
第1段階	生活保護の受給者		0.45	34,600円	0.30	23,100円
	世帯全員が町民税非課税で	老齢福祉年金受給者、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方				
第2段階	世帯全員が町民税非課税で	前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の方	0.75	57,700円	0.50	38,500円
第3段階		第1及び第2段階に該当しない方	0.75	57,700円	0.70	53,900円
第4段階	本人が町民税非課税で	前年の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下で、同じ世帯に町民税課税者がいる方	0.90	69,300円	0.90	69,300円
第5段階		同じ世帯に町民税課税者がいる方で、第4段階に該当しない方	1.00	77,000円	1.00	77,000円
第6段階	本人が町民税課税で	前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	92,400円	1.20	92,400円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	100,100円	1.30	100,100円
第8段階		前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	115,500円	1.50	115,500円
第9段階		前年の合計所得金額が290万円以上の方	1.70	130,900円	1.70	130,900円

※年額保険料は100円未満切り捨て